

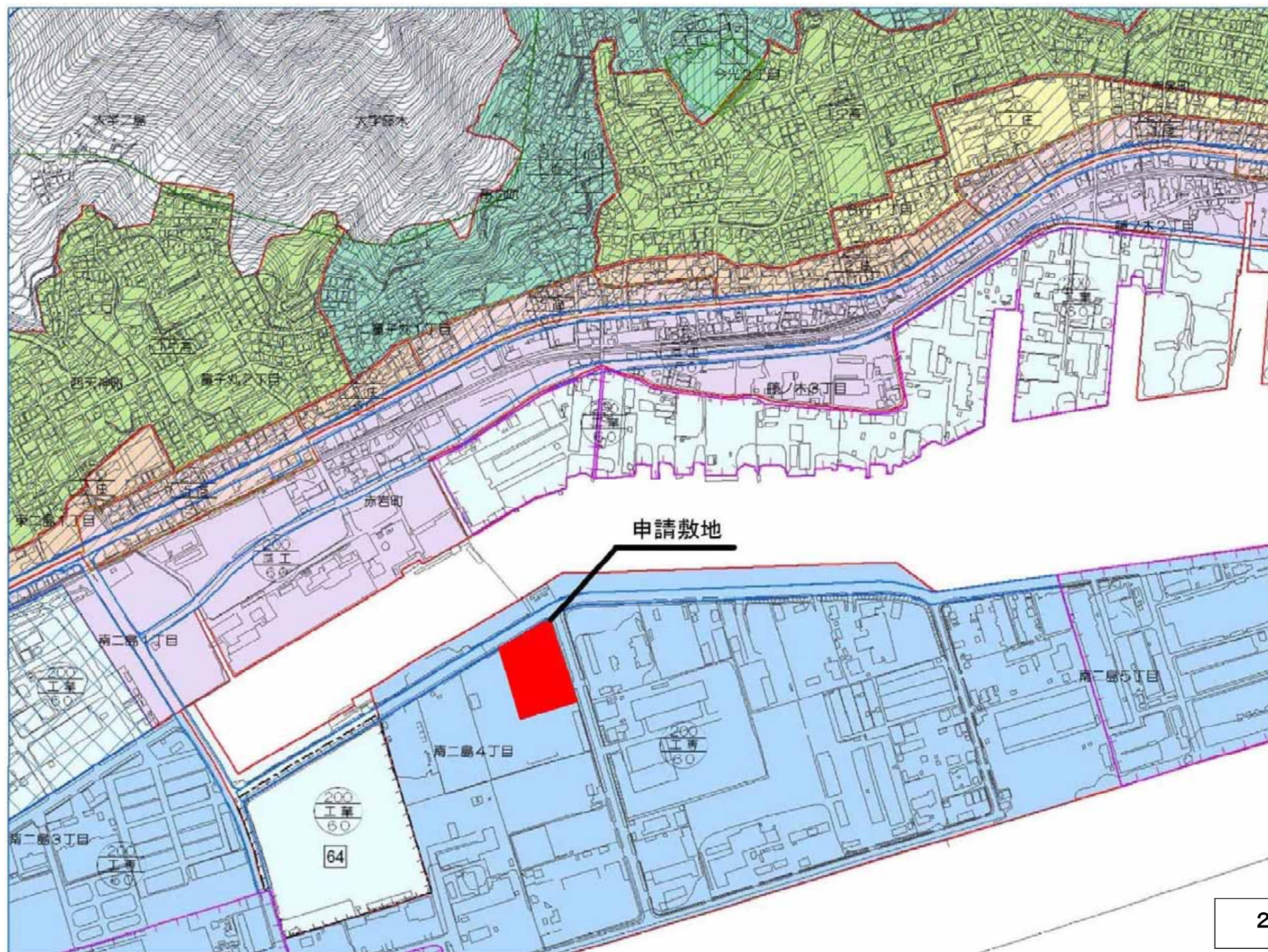
## 建築基準法第 5 1 条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

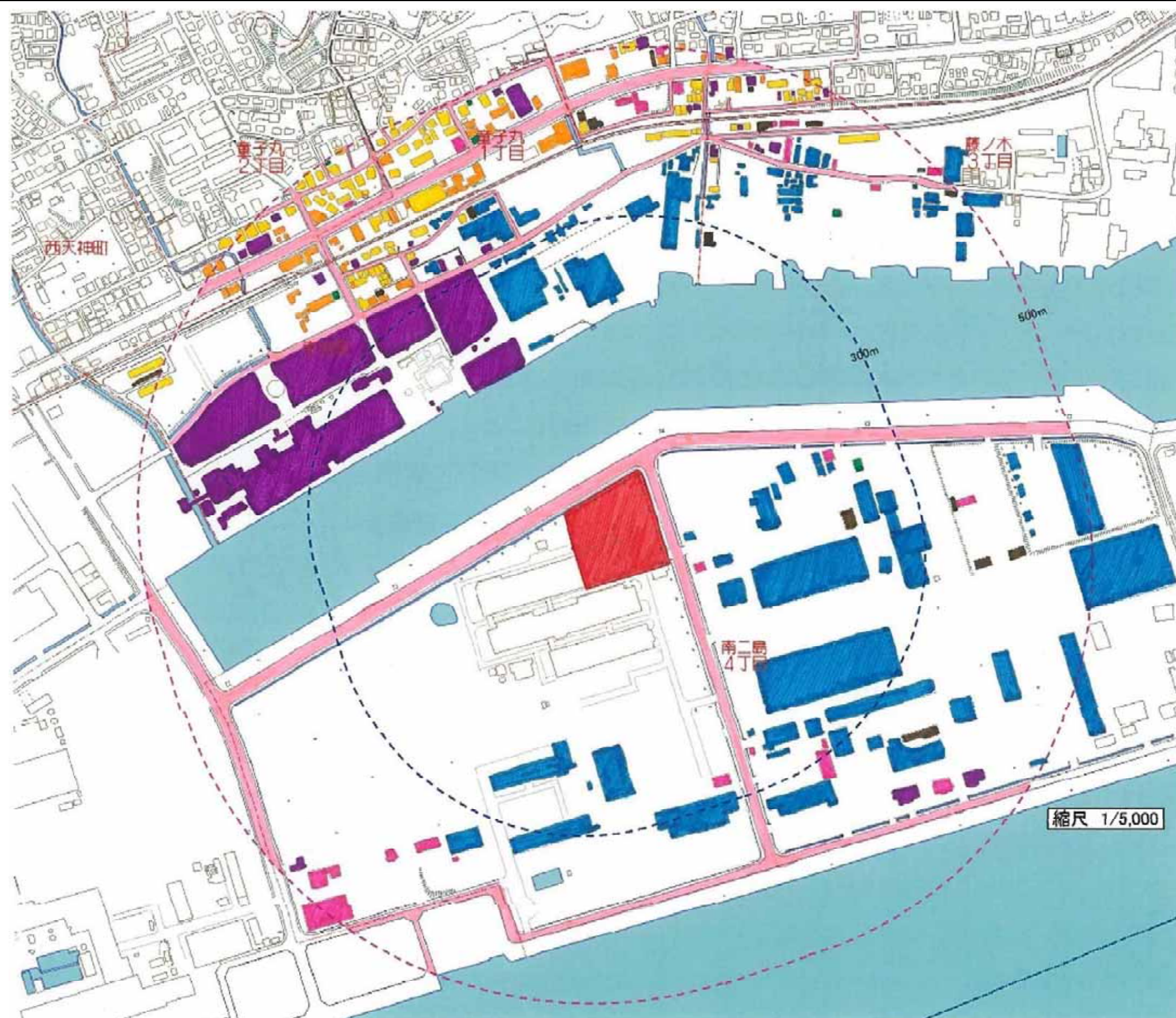
申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社 丸清 代表取締役 多田野 竹幸	北九州市若松区南二島 四丁目 495 番 234	敷地面積 11,985.29 m <sup>2</sup>  建築面積 4,918.27 m <sup>2</sup> [申請部分(既存) 1,234.80 m <sup>2</sup> ]  延床面積 4,810.53 m <sup>2</sup> [申請部分(既存) 1,134.00 m <sup>2</sup> ]	処理施設： ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設：圧縮施設）  (今回許可対象施設) 施設の種類及び処理能力 ごみ処理施設 163.2t/日

(理由) 申請者は当敷地において、平成 23 年 7 月 1 日から、有価物（新聞、雑誌、段ボール等古紙類、金属類、プラスチック類）同年 10 月 4 日には産業廃棄物（廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、金属くず等）の中間処理施設として操業を行っている。稼働中の施設はいずれも、廃掃法で定める基準を下回っているため建築基準法第 51 条ただし書きの許可は不要なものである。  
今回の申請は、有価物及び産業廃棄物の圧縮施設としてすでに稼働している施設において、新たに一般廃棄物（古紙類）の受け入れを追加することから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を行うもの。

建築基準法第51条の規定によるその他の処理施設の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
用途地域図



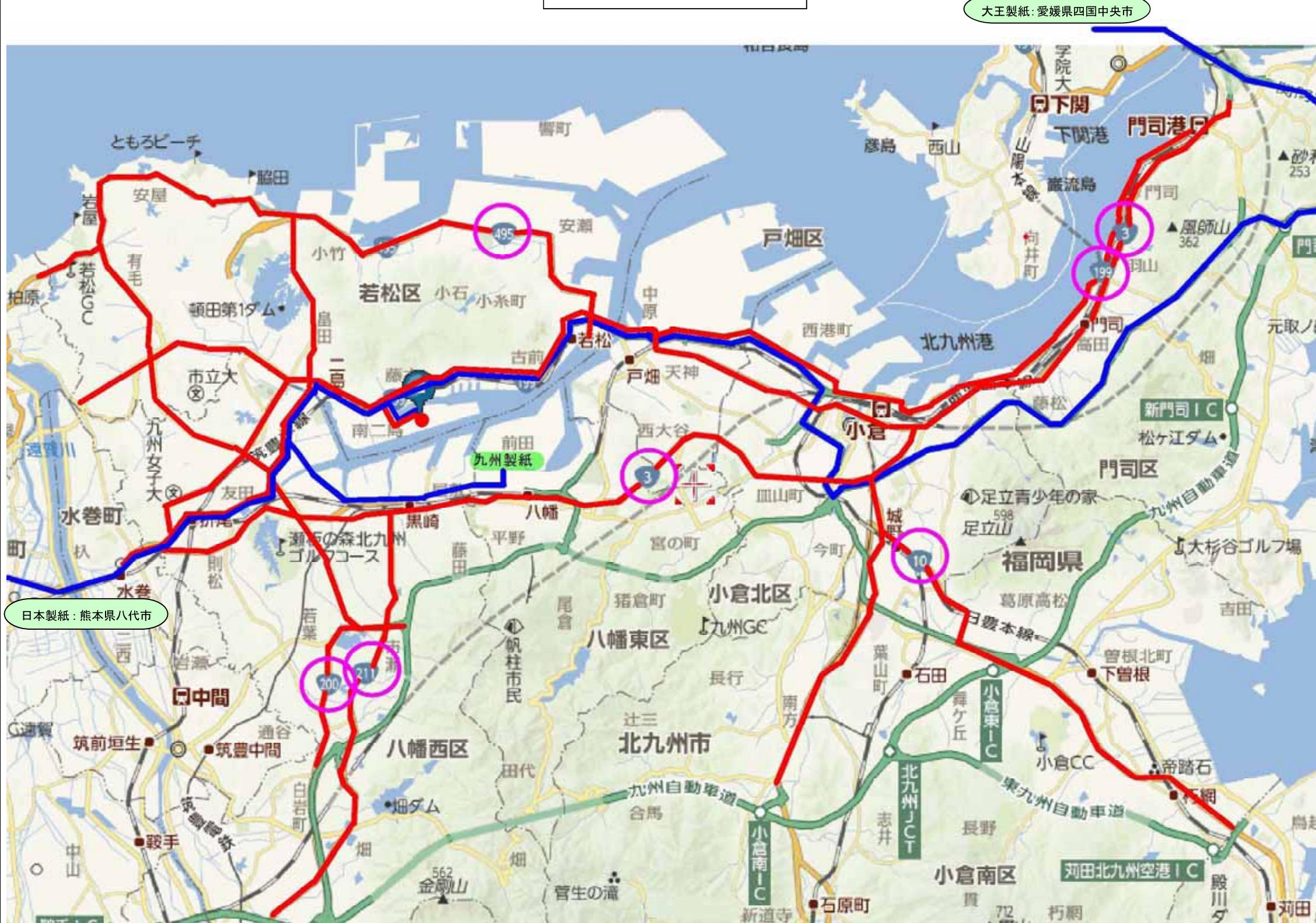
建築基準法第51条の規定によるその他の処理施設の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
付近見取図



- 申請地
- 工場
- 河川
- 住宅
- 倉庫
- 空地
- 店舗
- 車庫
- 事務所
- 道路
- 田畑、公園
- その他

# 建築基準法第51条の規定によるその他の処理施設の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画（搬出入経路図）

凡例  
— : 搬入経路  
— : 搬出経路



(1) 搬送経路

搬入	古紙類	幹線道路であり、繁華街、住宅地はない。
搬出	圧縮梱包した有価物	

(2) 搬入出車両台数（最大）

	現在	計画
搬入	4 tトラック 15台/日	4 tトラック 16台/日
搬出	10 tトラック 3台/日	10 tトラック 4台/日

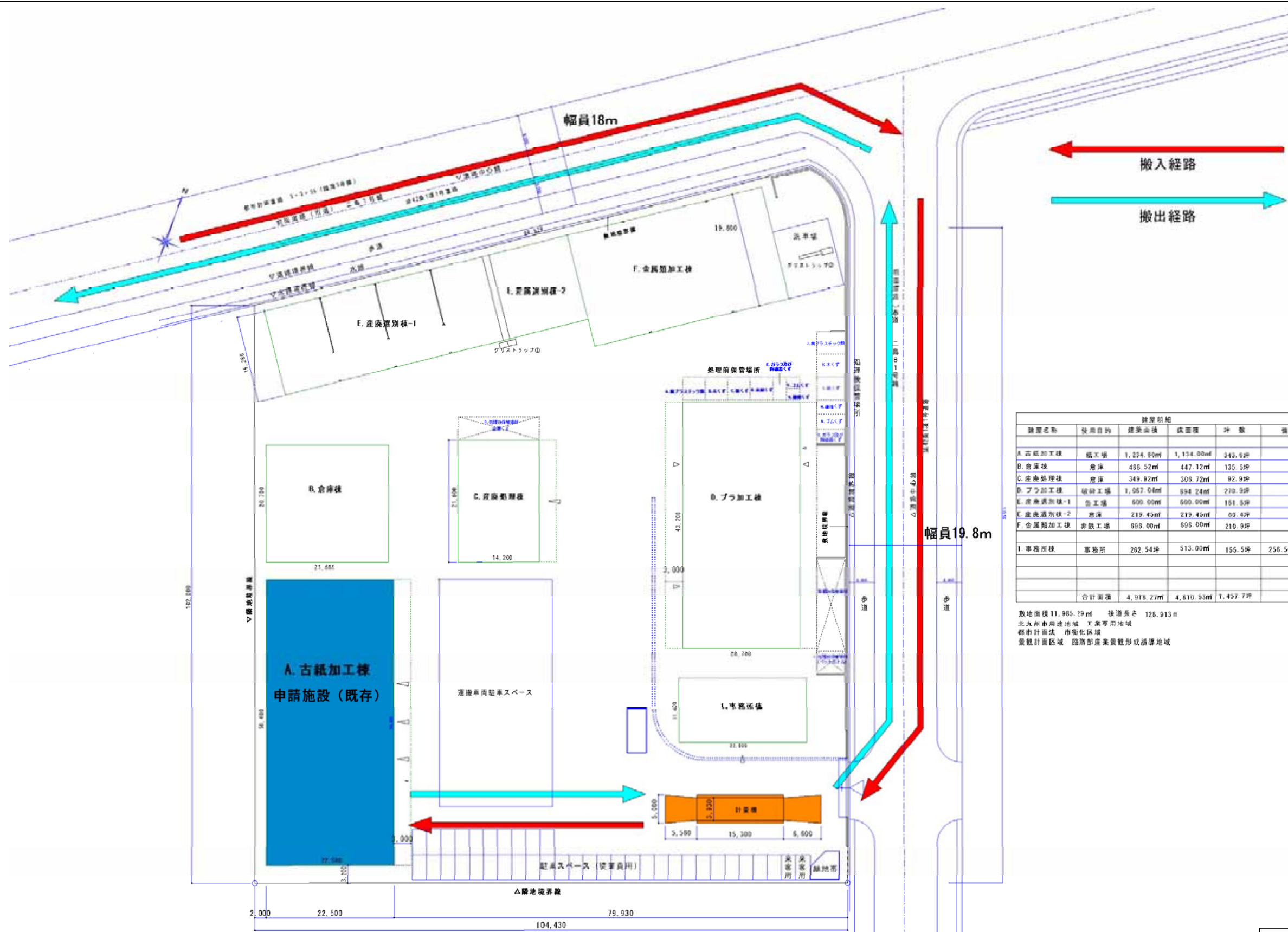
(3) 搬入物の起点及び終点

起点	終点
北九州市内 一般家庭・各事業所	申請地

(4) 搬出物の起点及び終点

起点	終点
申請地	大王製紙 日本製紙 九州製紙

# 建築基準法第51条の規定によるその他の処理施設の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 配置図



建群明細					
建群名称	使用目的	建築面積	床面積	坪数	
A. 古紙加工棟	紙工場	1,224.90㎡	1,124.00㎡	242.6坪	
B. 倉庫棟	倉庫	488.52㎡	447.12㎡	135.5坪	
C. 産廃処理棟	倉庫	349.92㎡	306.72㎡	92.9坪	
D. プラ加工棟	破砕工場	1,057.04㎡	994.24㎡	270.9坪	
E. 産廃処理棟-1	倉庫	600.00㎡	600.00㎡	181.5坪	
F. 産廃処理棟-2	倉庫	219.45㎡	219.45㎡	66.4坪	
G. 金属加工棟	非鉄工場	696.00㎡	696.00㎡	210.9坪	
H. 事務棟	事務所	262.54坪	513.00㎡	155.5坪	256.50㎡ 2階
合計面積		4,918.27㎡	4,510.53㎡	1,457.7坪	

敷地面積 11,965.29㎡ 後遺長さ 128.913m  
 北九州市用途地域 工業市用地域  
 都市計画法 市街化区域  
 景観計画区域 臨海部産業景観形成誘導地域

配置図  
S=1:300

建築基準法第51条の規定によるその他の処理施設の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について  
処理フロー図

操業フロー図（事業系一般廃棄物）

古紙類（紙くず）

